

国民健康保険のお知らせ

国民健康保険年金課 ☎443-2065、2066、2064
各行政サービスセンター地域福祉課
大沢野☎467-5811 大山☎483-1214
八尾☎455-2461 婦中☎465-2114

国民健康保険料の軽減制度を拡充しました

1年間の所得が基準額以下の世帯は、国民健康保険料の均等割額と平等割額が減額されます。
このうち、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯を令和2年度から拡充しました。
なお、7割軽減の対象となる世帯は、これまでどおり1年間の所得が33万円以下の世帯です。

5割軽減 基準額の 計算方法	平成31年度まで	基礎控除額 (33万円) + 28万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数[※])
	令和2年度から	基礎控除額 (33万円) + 28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数[※])
2割軽減 基準額の 計算方法	平成31年度まで	基礎控除額 (33万円) + 51万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数[※])
	令和2年度から	基礎控除額 (33万円) + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数[※])

[※]国民健康保険制度の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者となった方で、継続して同一の世帯に属する方の数

国民健康保険料の賦課限度額を見直しました

令和2年度から、国民健康保険料の医療分・介護分の賦課限度額(年額)を見直しました。
なお、後期高齢者支援金分の賦課限度額(年額)は、これまでどおり19万円です。

	医療分	介護分
平成31年度まで	61万円	16万円
令和2年度から	63万円	17万円

国民健康保険料の表記が変わります

令和2年度から、国民健康保険料の表記が月別から期別が変わります。

●平成31年度まで…「〇月分」 ●令和2年度から…「第〇期」

※納付回数(年8回)および納期限はこれまでどおりです。令和2年度分保険料については、7月下旬に案内を送付します。

保険料は納期限までに
必ず納めましょう

保険料を納期限までに納付されないと、延滞金が発生する場合があります。
災害やその他特別な事情により、保険料の納付が困難な場合は、分納・減免などの
制度もありますので、早めに相談してください。

富山県ゆずりあいパーキング (障害者等用駐車場)利用証制度が始まりました

富山県厚生企画課 ☎444-3197
富山福祉政策課 ☎443-2262

障害者や高齢者など歩行困難な方に利用証を交付し車内に掲示していただくことで、障害者等用駐車場の適正利用を誰もが確認できる制度です。4月1日から、公共施設や商業施設などに制度の対象駐車区画が設置・表示されています。

障害者等用駐車区画の適正利用に、ご理解とご協力をお願いします。

利用証の交付には申請が必要です

●窓口で申請を行う場合

対象者であることの確認書類(身体障害者手帳、母子健康手帳など)を持参し、下記窓口で申請してください。利用証は即日交付します。

対象者	申請窓口
けがまたは病気により歩行困難な方	福祉政策課(市役所3階)
身体障害者、知的障害者	障害福祉課(市役所1階)
高齢者などの要介護者	介護保険課(市役所3階)、長寿福祉課(市役所1階)
精神障害者、難病患者	保健所保健予防課(蜷川)、各保健福祉センター
妊産婦	各保健福祉センター

※各行政サービスセンター地域福祉課でも、全ての対象者を受け付けています。
※代理申請の場合は、代理人の身分証明書(運転免許証、健康保険証など)が必要です。

●郵送で申請を行う場合

申請書に必要事項を記入の上、確認書類のコピーと返信用切手(140円)を同封し、富山県厚生企画課(〒930-8501 新総曲輪1-7)へ郵送してください。利用証は後日郵送されます。

利用証デザイン



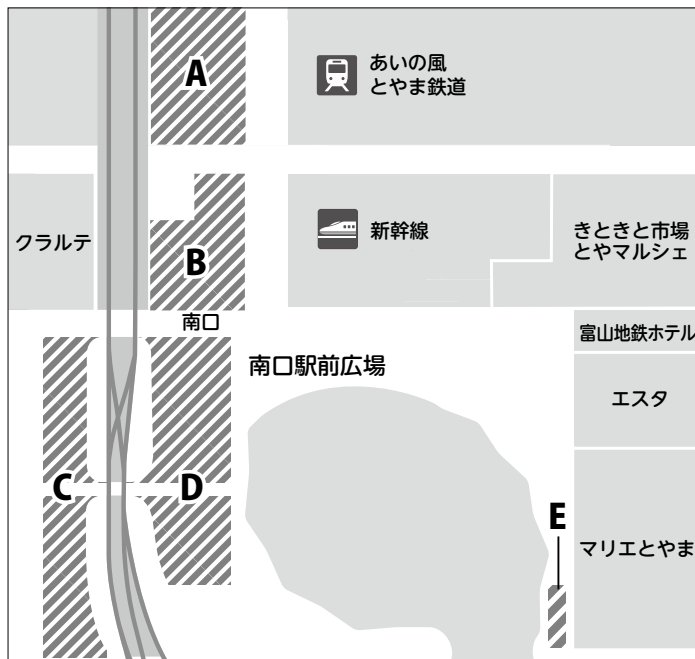
申請書は窓口にあるほか、県ホームページからダウンロードできます。対象者や必要書類など詳細は、ホームページをご覧ください。

富山県ゆずりあいパーキング [検索](#)

富山駅イベントスペースを 利用しませんか

富山駅周辺地区整備課 ☎443-2016

市では、富山駅周辺の賑わいの創出のため、富山駅イベントスペースの貸し出しを行っています。屋外コンサートや観光PR、地場農産物の販売など、さまざまなイベントに活用してください。



場所/左図のA~E

使用期間/原則1週間以内

使用時間/4:30~25:30(設営・撤去を含む)

使用料/1㎡あたり1時間につき22円
(5時間を超える場合は19.8円)

申込期間/使用日の12カ月前から7日前まで

使用申込の流れ

1. 事前相談・仮予約
使用希望日やイベント概要について相談・確認の上、仮予約を行う。
2. 申請書の提出
使用日の7日前までに申請書などを提出する。
3. 使用料の支払い
使用許可書および使用料の納入通知書が届いたら、期限内に支払いを行う。

※詳細は、問い合わせてください。